

○和泉市名誉市民条例

昭和60年3月27日

条例第3号

(名誉市民)

第1条 和泉市民又は和泉市に縁故の深い者で広く政治、経済、学術、技芸その他社会文化の発展に貢献し、和泉市民が郷土の誇りとして敬愛するものに対し、この条例の定めるところにより、和泉市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

(選定手続)

第2条 名誉市民の称号は、市長があらかじめ別に定める和泉市名誉市民審議会の意見を聴いた後、議会の同意を得て贈るものとする。

2 和泉市名誉市民審議会の組織、運営等については、規則で定める。

(顕彰)

第3条 名誉市民に和泉市名誉市民章及び記念品を贈るとともに、その氏名及び事績の概要を公表するものとする。

(待遇)

第4条 名誉市民の待遇については、規則で定める。

(取消)

第5条 名誉市民が本人の責めに帰すべき事由により、名誉市民としての名誉を著しく傷つけ和泉市民の敬愛を失ったと認めるときは、市長は、名誉市民であることを取り消すことができる。

2 前項の場合においては、第2条の規定を準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。